令和6年各種団体協議会懇談会 主催 自由民主党組織運動本部団体総局

各種団体協議会懇談会であいさつする

岸田・総理大臣

自民党の各種

寸

体

協

議会懇談会に

. 出

自由同和会中央本部機関紙 URL:http://jiyuudouwakai.jp E-mail:liberal@jiyuudouwakai.jp

当会からは平河・事務局長が出席。

第250号

行 所 自由同和会中央本部 発 東京都千代田区 〒 102 -0093平河町 2-3-2 TEL 03-5275-3641 FAX 03-5275-3642

編集発行人 平河 秀樹 発

行 日 年4回 (6・9・12・3月) 1部 500円 (送料別) 年間 2,000 円 (送料込)

振 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店 (普) 0366528

座 名 自由同和会中央本部事務局 平河秀樹

において開催された。 「ザ・キャピトルホテル東急」1階の「鳳凰」 第1・2回とも午後6時30分から都内の との趣旨で各種団体協議会との懇談会をわが国の未来に向けての意見を拝聴する団体代表者と本音で話せる環境のもと、団由民主党では、各種団体協議会加盟 する152団体から158名が出席して、NPO・NGOの関係団体委員会に加盟

定

懇談会では、司会を古川禎久・団体総め、茂木敏充・幹事長、金子恭之・組織め、茂木敏充・幹事長、金子恭之・組織め、茂木敏充・幹事長、金子恭之・組織が・総務会長、小渕優子・選挙対策委員長、裕・総務会長、小渕優子・選挙対策委員長、山際大志郎・組織運動本部長代理、他多数の衆・参国会議員の皆さんが出席された。

方の安全を考慮して中止することにした。機関も乱れていることから、参加されるが、台風10号が九州に上陸し、公共交通が、台風10号が九州に上陸し、公共交通大分県本部(会長 木村健次)では、第

都府県本部関係

大会では、福岡県人権・同和対策局調市内の「ホテルクラウンパレス北九州」の大会を6月23日午後2時から北九州 整課企画監の野口綾子さんが、「隣保大会では、福岡県人権・同和対策 岡県本部(会長 上田信輝) 時から北九州輝)では、第

日午後2時から千代田区内の「星稜会館」上高幸)では、令和6年度大会を7月4東京都本部と関東ブロック(会長 川

とのテーマで記念講演をされた。権の動向、同和問題、差別について考える」サポートセンターの古野哲司さんが、「人サストセンターの古野哲司さんが、「人大会では、大阪企業人権協会人権啓発

念講演をされた。 権課題把握調査について」

のテー

された。 巡る現状と課題」のテーマで記念講演を代表理事の繁内幸治さんが、「LGBTを大会では、(一社)LGBT理解増進会において開催した。

内の「グランデはがくれ」において開催25回大会を8月19日午後2時から佐賀市佐賀県本部(会長 野口賢二)では、第

た。

ト社会における部落差別と人権」とのテー和対策課の課長・鶴澤直子さんが、「ネッ大会では、佐賀県県民環境部人権・同

マで記念講演をされた。

開催した。 京都府本部(会長 上田藤兵衞)では、京都府本部(会長 上田藤兵衞)では、

今	号	の	内	l容

都府県関係

自民党の懇談会

令和6年度運動方針 ……·2P~8P (前号からの続き)

1の「シティプラザ大阪」に回大会を7月7日午後1時 **大阪府本部**(会長 ッ大阪」において開催日午後1時から大阪市は 畑中幸司)では、第

内 39

令和6年度 幹部研 修会 定期中央省庁要請行

所時 自民党本部8F 11月27日(水) 午後2時 大ホール 5 4 時

場

日

本幹部 この生中継の |研修会も開会から閉会までを YouTube において完全生中継 視聴は 中央本部の ホ ・ムページからワンクリ ッ

でご覧いただけま います。 す。

行 *

令和6年度運動方針(前号第249号からの続き)

1. 住環境整備

住環境整備については、近隣地域との差異がないかを点検しつつも、高齢者・障害者・妊娠している女性・子どもなど、ハンディキャップがある人たちが自由に社会に参加できる活力ある地域にするため、バリアフリーは当然のこととして、ユニバーサルデザインの用具をも活用する「人権のまちづくり」を視野に入れた取り組みを展開し、ノーマライゼーションを達成する。

バリアフリーの基準としては、介助がない車イスでどこへでも自由に、安心・ 安全・快適に移動できるものとする。

バリアフリーについては、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」(通称、ハートビル法)と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称、交通バリアフリー法)を統合した新法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称、バリアフリー新法)が、施行されているので、この「バリアフリー新法」と平成28年の4月から施行される「障害者差別解消法」を積極的に活用してバリアフリーの建築物を増やしていく。

老朽化した改良住宅・公営住宅の建替えを行う際については、空き家の集約 化を図り、集約化で空いた土地を民間に払い下げるなど、空き地の有効活用で 混住化を促進する。

また、定期借地権などを活用して持ち家化を考慮しつつも、払い下げを積極的に求めて、これを機会に「人権のまちづくり」を具現化する総合計画の策定を市町村に求めていく。

改良住宅・公営住宅の空き家がある場合には、混住化を促進するためにも、一般公募制度を活用し、また、若年層の流入を促すために、就学前の子どもを持つ世帯とか新婚家庭や妊婦については優先入居(国土交通省も子育て世帯の優先入居を拡大する方針)や割引の導入などの工夫を凝らして空き家をなくしていくとともに、高齢者の孤立死を防止する手立てを講じるよう、市町村に要求していく。

なお、公営・改良住宅の入居者の選定や管理を、未だに地区の自治会や同和 運動団体の役員に任せていることは、不正行為や混住化を妨げる温床になるこ とから、公営・改良住宅の管理・運営を市町村が行うよう、市町村に強く要請 していく。

批判の対象になっている改良住宅・公営住宅の家賃については、応能応益制度を取り入れ、暫時、見直しを進めていくことになっているが、応能応益制度を取り入れていない市町村には、早急に制度を取り入れ、家賃の見直しをするよう要求していくとともに、家賃の滞納を市町村と協議しながら早急に改善していく。

地域の拠点である隣保館については、「部落差別解消法」が成立したことで運営費の削減や廃止は当分の間回避できるものと思われるが、これを機会にあ

らゆる差別や虐待などの人権侵害や生活困窮者等が相談でき、また、広く市民も利用できる公的施設にすることで交流が生まれ、また、同和対策で住環境が改善された同和地区を眺めることで、旧同和地区の心象を変えていくことにもなるので、障害のある人もない人も利用し易い施設にするために、厚労省の改修費補助を積極的に活用してバリアフリー化をも進めていく。

また、指定管理者制度を活用して、管理者になりうる学習を行い、活性化を図ることも考慮する。

2. 産業基盤の確立と就労対策

旧同和関係事業者は零細で、かつ、建築・土木関係業者が極めて多いという特定の業種に偏った特有性をもっているので、公共事業が年々減少していくような状況で基盤を確立することは非常に困難ではあるが、合理化や近代化を促進するとともに、生き残りのため共同化や協業化を進めていく。

業種転換する場合には、政府が中小・零細業者向けセーフティーネットとして実施している各種融資制度の有効活用や各省庁のホームページで最新の情報等を有効利用するとともに、都道府県や市町村と協議しながら、きめ細かな指導をしていく。

未就労者に関しては、ハローワークを最大限活用するとともに、規制の緩和により都道府県も就労の斡旋ができるようになったことと、現在、様々な雇用対策が実施されているので都道府県と連携を図り、未就労をなくしていく。

平成27年4月から「生活困窮者自立支援制度」が始まっているので、この制度を積極的に活用していく。

また、専門性を取得するために職業訓練や研修・講座などを有効活用し、就 労を確保していく。特に、世界でも類のない高齢化社会に進んでいることで、 介護福祉士やホームヘルパーが不足しているため、求人の需要が非常に高く なっていることから資格の取得を奨励していく。

農林漁業者については、付加価値の高いものに移行するとともに、ブランド化を目指し、インターネットを活用して消費者との直販や販売店との直取引など販路の拡大を図っていく。このことは、畜産、園芸でも同様であり、漁業については、養殖なども検討していく。

なお、本格的に導入された「指定管理者制度」では、すべての公共施設を指定管理者に管理をさせることになっているので、隣保館なども対象になることから、各都府県本部で設置しているNPO法人の実情に合った公共施設の指定管理者になり、雇用の促進ができるよう、都道府県・市町村と協議していく。

いずれにしても、最新の情報を得るため中央本部は各省庁と、都府県本部は 都府県と緊密な連携を図り、会員に最新の情報の伝達や相談を行うため、都府 県本部内に相談業務を確立していく。

また、就職差別をなくし、安定した雇用を確保するため、厚生労働省が100名以上の従業者を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓発推進員」との連携を深めていくと同時に、障害者の雇用をも促進するため、法定雇用率(常用労働者が40人以上の民間企業は2.5%)を下回る企業については、

特に積極的に雇用するよう求めていくが、抜本的に就職差別をなくすため、I LO第111号条約の「雇用及び職業における差別に関する条約」を批准し、国 内法を整備するよう厚生労働省に求めていく。

3. 教育•啓発

教育・啓発については、既に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されており、国においては基本計画も策定実施されているが、「部落差別解消法」の成立から、この2つの法律を有効活用し、すべての都道府県、すべての市町村に、この基本計画の策定と実施を強く求めていくと同時に、現状に即した内容になっていない場合には見直しを強く求めていく。

また、基本計画には企業の役割も明記されていることから、厚生労働省が 100名以上の従業員を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓発 推進員」との連携を深め、企業内の人権研修の充実に努めていくとともに、未 設置の企業には、推進員の設置を求めていく。

高等学校の授業料の無償化は、平成26年度からは所得制限(年収約910万円)が取り入れられ、国公私立を問わず、高校等の授業料の支援として、年額118,800円(月額9,900円)が就学支援金として支給される制度に変更され、私立高校の場合には、令和2年4月からは世帯の年収590万未満は年額39万6,000円が支給され実質無償化になる。

また、生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育負担を軽減するため、 高校生等奨学給付金があり、令和6年度では生活保護世帯で全日制・通信制の 国公立は32,300円、私立は52,600円、非課税世帯で全日制(第1子)の国公 立は122.100円、私立は142.600円、非課税世帯(第2子以降)で全日制の国 公立は143.700円、私立は152.000円、非課税世帯で通信制・専攻科の国公立 は50.500円、私立は52.100円が給付される。

大学・短期大学・専門学校の奨学金は、令和2年4月から新制度になり、授業料の免除・減額と給付が本格的に始まったが、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯(世帯年収約380万円未満、令和6年度からは扶養する子どもが3人以上いる「多子世帯」や私立理工農系の学部に通う世帯年収600万円ていどの中間層へ対象を拡大する)になっているので、対象者を増やすため世帯年収の引き上げを要請する。

給付型奨学金の支給月額

区分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	29, 200 円 (33, 300 円)	66, 700 円
八子・应别八子・导门子仪	私立	38, 300 円 (42, 500 円)	75,800 円
高等専門学校	国公立	17,500 円 (25,800 円)	34, 200 円
同寺导門子仪	私立	26,700円(35,000円)	43, 300 円

※カッコ内は生活保護世帯で自宅から通学する人及び指導養護施設等から通学する人

授業料の免除・減	額の上限	(年額)
----------	------	------

	国 公 立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大 学	約 28 万円	約 54 万円	約 26 万円	約 70 万円
短期大学	約 17 万円	約 39 万円	約 25 万円	約 62 万円
高等専門学校	約8万円	約 23 万円	約 13 万円	約 70 万円
専門学校	約7万円	約 17 万円	約 16 万円	約 59 万円

以上はいずれも上限額で世帯収入によって、~ 270 万円は上限額、~ 300 万円は上限額の 2/3、~ 380 万円は上限額の 1/3 になる。

日本学生支援機構の貸与型の奨学金はこれまでと同様に、学力基準(住民税非課税世帯は学力基準実質的に撤廃)がある第1種(無利息)と、学力基準がない第2種(利息付)とがあり、第2種の場合は毎月貸与する金額が、2万円~12万円(1万円刻み)と選択できるようになっているが、令和6年度予算要求では、授業料等減免・給付型奨学金5,438億円、無利子2,732億円(466,000人)、有利子5,820億円(663,000人)になっている。

なお、給付型奨学金は第1種の奨学金との併用は可能になっている。

また、1種・2種の奨学金と合わせて、入学の時に必要な資金として、入学時特別増額も、10万円・20万円・30万円・40万円・50万円と、借りることができる。

日本学生支援機構の奨学金とは別に、国の教育ローン(日本政策金融公庫) は、利息は高いが350万円まで借りることができる。

また、市区町村の社会福祉協議会でも、低所得世帯を対象に生活福祉資金貸付制度として教育支援資金があり、就学支度費が50万円以内、教育支援費が大学で月額6万5千円以内、短期大学等で月額6万円以内を無利息で借りることができる。

これら奨学資金制度を活用し、大学・短期大学の進学率の向上を図っていく と同時に、所得の格差で教育の格差が生じないよう、大阪市が実施している塾 代補助である「教育バウチャー制度」を文部科学省に求めていく。

なお、低所得で奨学金の返済ができず滞納者が増加していることから、「所得連動返還型制度」や「返還免除規定」の導入を求めていたが、平成24年度からは「所得連動返還型無利子奨学金」(第1種)が導入され、平成29年度からは「新たな所得連動返還型奨学金」(猶予年限特例)が導入されたが、これは第1種(無利子)の奨学金のみが対象で第2種(有利子)の奨学金は対象外なので、第2種(有利子)の奨学金も導入するよう要請していく。

新たな返済方法として、「年収300万円以下」で経済困難、災害、傷病等の事由に該当し、返還が困難な場合に返還を猶予する「返還期間猶予制度」と「年収400万円以下」で経済困難、災害、傷病等の事由に該当し、返還月額を減額すれば返還を継続できる場合の「減額返還制度」が設けられているので、返還が困難な場合には活用していく。

平成20年3月に「人権教育の指導方法の在り方について」(第3次とりまとめ)が、平成21年10月には「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について」

が文部科学省でまとめられ、各学校に配布されていることから、その実施を求めていくが、その際には、カリキュラムには最大限の関心を持ち、人権教育が計画的に実施されるよう働きかける。

また、導入することに賛否が分かれている学校選択制度については、旧同和関係者が多数在籍する学校を敬遠するなど、解決しつつある同和問題を逆行させる可能性と、これまでの学校と地域の一体性が瓦解し、児童生徒が減少する地域は崩壊する可能性もあることから、導入には断固として反対していく。

なお、近年各地で始められた小・中一貫教育については、「学校教育法」が改正され平成28年4月から施行された。その学校の名称は「義務教育学校」になることから、旧同和関係者が多数在籍する学校を、「義務教育学校」にし、交流を深めて同和問題の解決に繋げていく。

未だに、児童・生徒の人権を侵害する教師の体罰や差別言動が少なからず発生 していることから、教職員に対する人権研修の徹底をも求めていく。

4. 人権侵害の処理及び被害者の救済

国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」が創設されるまでは、 平成15年の3月に20年ぶりに改正された「人権侵犯事件調査処理規程」での 対応になるが、差別での泣き寝入りは絶対にさせないとの強い気持ちで、「人 権侵犯事件調査処理規程」を有効に活用して救済を図っていく。

多発する学校でのいじめ問題を始めとする様々な人権問題に対処するため、 平成25年度からは全国の法務局に、企画担当委員として人権擁護委員が常勤 する人権擁護体制の強化が図られているので、積極的に人権救済を行っていく。

また、「人権擁護法案」と「人権委員会設置法案」のいずれもが、言論や表現の自由を規制するものだとの批判が巻き起こり、結果的に成立に漕ぎ着けないでいるので、国民の支持が得られるようにするため、法案に記述する人権侵害の定義を誰もが分かり易いものに見直す作業を開始する。

インターネットの人権侵害については、匿名の場合が多いことから発信者を特定するためには2度の裁判が必要であったが、令和3年4月に「プロバイダ責任制限法」が改正され、令和4年10月から新たな裁判手続きが創設され、1度の裁判で発信者の特定ができるようになったため活用する。

また、インターネットの人権侵害については、総務省に設置されている有識者会議「プラットフォームサービスに関する研究会」の中に設置されている「誹謗中傷の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」がとりまとめた「第三次とりまとめ」を基に、「プロバイダ責任制限法」の改正案が3月1日に閣議決定されたので、現在開催されている国会で審議される予定になっている。

改正案では、現行の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」通称「プロバイダ責任制限法」の名称を、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」通称「情報流通プラットフォーム対処法」(情プラ法)に改め、改正のポ

イントしては、

大規模プラットフォーム事業者に対して、以下の措置を義務付ける。

- ①削除申出への対応の迅速化
 - ○削除申出窓口・手続きの整備・公表
 - ○削除申出への対応体制の整備(十分な知識経験を有する者の選任等)
- ○削除申出に対する判断・通知(原則、一定期間内)1週間程度(法案では2週間)
 - ②運用状況の透明化
 - ○削除基準の策定・公表(運用状況の公表を含む)
 - ○削除した場合、発信者への通知

この改正によって、日本新聞協会が心配する表現の自由を脅かし、正当な言論活動を委縮させず、削除が迅速で簡便になるか見守りたい。

また、インターネットの誹謗・中傷対策の強化として、令和4年6月までは侮辱罪の法定刑は「拘留(30日未満)または科料(1万円未満)」だったが、「1年以下の懲役・禁固または30万円以下の罰金」にする厳罰化と公訴時効も1年から3年に延ばすことで、名誉棄損罪の「3年以内の懲役もしくは禁固または50万円以下の罰金」に近づけた刑法の改正案が、令和4年6月13日に成立したので活用していく。

さいごに

私どもと連携する(一社)LGBT 理解増進会が制定に力を注いでいた「LGBT 理解増進法」が昨年の6月16日に成立した。

私どもも法案成立に慎重な議員を説得などして協力した。その理由としては、野党が成立を望む差別禁止条項がある法案については、メディアの大半が後押し、公明党も野党案に同調している中では、行き過ぎるポリティカル・コレクトネス(政治的な正しさ、略して「ポリコレ」)が蔓延る中では、反対はしづらく世論に押されて自由民主党も遅かれ早かれ「LGBT」に関する法律の成立に進まざるを得なくなること、地方の保守系の議員の人達が、「LGBT」に関する条例制定に反対する際に、知識不足から「差別者」のレッテルを貼られる事案が増えてきたこと。

さらに、新宿の歌舞伎町に48階の高層ビルの東急歌舞伎町タワーが昨年4月にオープンし、性別にかかわらず同じ場所を利用するジェンダーレストイレが2Fに設置され話題になったが、利用した女性から「安心して使えない」「性犯罪の温床になる」など、女性の安全が脅かされると言う抗議が殺到したことで、新しい試みは失敗し、わずか4カ月で改修されてなくなったこと。

しかし、東京の23区内の公園等に設置してある公衆トイレは、未だに女性 用の個室をなくす方向で改修が進められている。

これらのことを早急に改善するためには、(一社)LGBT 理解増進会が成立を 求めている「LGBT 理解増進法案」を一日も早く成立させ、法案の第8条に記載 する「基本計画の策定」の内容で、歯止めすることが必要だと判断した。 ところが昨年 10 月には、戸籍上の性別の変更を可能とする「性同一性障害特例法」の生殖機能をなくす手術を性別変更の要件としていた規定を違憲としたことで、手術をしていないトランスジェンダーの人が性別を変更し始めている。

よって、LGBT の人達への過度な配慮によって女性の人権が蔑ろにならないように、女性のスペース(トイレ、浴場、更衣室、スポーツ等)を確保しなければならないので、「LGBT 理解増進法」の成立で、女性のスペースにどのような変化が生じさせているのかをキチンと把握して、法整備が必要であれば検討し、成立を図っていく。

国際水泳連盟は、令和4年6月に「男性の思春期をわずかでも経験した場合には、女子競技への出場を認めない」決定をしている。また、世界陸連でも「思春期を男性として過ごしたトランスジェンダー選手について、男性ホルモンのテストステロン値に係わらず、女子陸上競技への参加を禁ずる」ことを決めたが、日本のメディアはほとんど報道していない。

国の内外で企業活動での人権の尊重の高まりを受け、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けた取組の一つと位置付けた国内行動計画(令和2年~令和7年)「ビジネスと人権」が策定されているので、会員企業や取引先(サプライチェーン)も含めた企業に徹底した人権の尊重を指導していく。

特に「人権デュー・ディリジェンス」(人権侵害に関わるリスクを評価し、コントロールすること)の観点からも理解が必要な、LGB-T(性的マイノリティ)の問題については、

過度に配慮することなく理解を深めていく。

いずれにしても、人権侵害の被害者を簡易・迅速・柔軟に救済を図る目的の「人権委員会」の設置を中心にする新たな内容の「人権擁護法案」が成立できるよう自由同和会の総力を挙げて取り組むものとする。